

第2回（前回）介護保険事業運営委員会からの主な変更点

ページ	変更内容
P.2	「大阪府高齢者計画との関係性」の記載内容変更 大阪府認知症施策推進計画が高齢者計画と一体的に策定されたことから、整合性を図るため内容追記。
P.4	「重層的支援体制整備事業のイメージ」についての図を削除。用語解説を追加
P.4	高齢化率の将来予測の変更 急激な人口減少が続いている本町の将来推計を見ると、令和2年（2020年）の高齢化率が40.7%なのに対し、令和7年（2025年）には45.9%、令和22年（2040年）には57.2%に達すると推計されています。
P.11	「介護保険制度改正の主な内容」を記載
P.13	「人口の推移」最新の推計値に変更
P.14	「人口推計のピラミッド」最新の推計値に変更
P.14	「要介護等認定者数の推移」各年9月末の数値に変更
P.48、49	グラフ「要介護度別調整済み認定率」、「調整済み重度認定率と軽度認定率の分布」を最新に変更
P.51	グラフ「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人数の推移」、表「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」を追加
P.52～58	以下のグラフ、表を最新に変更 (6) 第1号被保険者に占めるサービス受給率 (7) 第1号被保険者1人あたりの給付月額 (8) サービス別、受給者1人あたりの給付月額と利用日数・回数
P.73	第4章 計画の基本理念及び基本目標 「1. 計画の基本理念」を「地域で支え合い、自分らしく暮らし続けられるまち」に変更
P.74～75	第4章 計画の基本理念及び基本目標 「2. 計画の基本目標」を修正
P.77～79	第5章 施策の展開の記載追加 「基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進」に下記項目の記載を追加 (1) 地域包括支援センターの運営 ※下線部項目「居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象拡大」は制度改正に伴う国の指針に基づき追加 (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 高齢者の状況に応じたサービスの提供 (4) 高齢者虐待防止、孤立防止、生活困窮高齢者への支援

ページ	変更内容
P.80～87	<p>「基本目標2 地域包括ケアシステムを進める地域づくり」に下記項目の記載を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域共生社会を目指したまちづくりの推進 (2) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備 (3) 認知症基本法を踏まえた施策の推進 (4) 高齢者の住まいと生活支援の取組 (5) 地域ケア会議の推進 (6) 包括的な支援体制の整備
P.88～92	<p>「基本目標3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進」に下記項目の記載を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の取組 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
P.93～96	<p>「基本目標4 サービス基盤、人的基盤の整備」に下記項目の記載を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護サービスの充実強化 (2) 介護サービス事業者の適正・円滑な運営 ※下線部項目「地域密着型サービスの広域利用の促進」は制度改正に伴う国の指針に基づき追加 (3) 介護給付適正化の取組（第6期能勢町給付適正化計画） (4) 人材の確保及び業務効率化・質の向上
P.96～97	<p>「基本目標5 災害や感染症対策に係る体制整備」に下記項目の記載を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時に備えた取組 ※下線部項目「業務継続計画（BCP）の策定義務化に伴う介護サービス事業所に対する助言・支援」は制度改正に伴う国の指針に基づき追加 (2) 感染症等に備えた取組
P.99～110	<p>第6章 介護保険事業等の見込みの追加 （※介護保険料については、現在検討中です。）</p>